

令和6年度第1回智頭町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年4月10日(水) 午後3時30分

2. 開催場所 智頭町総合センター2階 情報交流室

3. 出席委員(14人)

会長	1番	前川 義 憲			
会長職務代理	14番	小宮山 晃 次			
委員	2番	春 摘 要	3番	宮 内 敬 介	
	4番	竹 下 るみ子	5番	林 悦 子	
	6番	草 刈 満 男	7番	青 木 正 篤	
	8番	古 谷 葉 子	9番	浮 田 益 実	
	10番	葉 狩 健 一	11番	池 本 英 夫	
	12番	細 山 周 一	13番	長 石 憲 太郎	

4. 欠席委員(なし)

5. 農業委員会等に関する法律第29条による出席者(4人)

農地利用最適化推進委員

15番	西 沖 和 己	16番	谷 口 真 一
17番	国 石 宣 広	18番	植 木 義 博

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の決定

第2 報告第1号 公共事業の施行に伴う附帯施設の設置に係る一時転用報告書について
報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

第3 議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可指令の取消申出に対する意見
について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第3号 非農地等現況証明願の決定について

議案第4号 農用地利用集積計画書(案)の意見決定について

議案第5号 農用地利用集積等促進計画(案)の意見決定について

議案第6号 令和6年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について

7. 農業委員会事務局職員(2人)

事務局長 山中 章 弘 書記 安道 千 景

8. 傍聴人(2人)

智頭町役場山村再生課長 山本 進 智頭病院主任 井上 亮

9. 会議の概要

開 会	(開 会 午後3時30分)
事務局長	ただ今から、令和6年度第1回智頭町農業委員会総会を開会いたします。 本日は、14名の委員に対し全員の出席ですので、総会は成立しております。 開会にあたりまして、前川会長にご挨拶をお願いします。
会 長	(開会挨拶)
事務局長	ありがとうございました。 それでは引き続き、智頭町農業委員会会議規則第4条の規定により、前川会長に 議事進行をお願いします。
議長(会長)	それでは、本日の議事に入ります。 日程第1「議事録署名委員の決定について」を議題とします。 智頭町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議 長から指名させていただくことにご異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)
議長(会長)	異議なしということですので、それでは、5番 林悦子委員、6番 草刈満男委 員にお願いいたします。 次に、日程第2 報告第1号「公共事業の施行に伴う附帯施設の設置に係る一時 転用報告書について」を議題とします。 公共事業の施行に伴う附帯施設の設置に係る一時転用報告書を、下記のとおり受 理したので報告するものです。 それでは、事務局に報告させます。
事務局長	議案書の1ページをご覧ください。 公共事業の施行に伴う附帯施設の設置に係る一時転用報告です。 (議案書に基づいて届出書の内容を説明) 以上、1件提出がありました。 また、地区担当委員の方には詳細資料をお配りしております。 以上です。
議長(会長)	次に、日程第2 報告第2号「農地法第18条第6項による通知書について」を 議題とします。 農地法第18条第6項の規定による通知書を、下記のとおり受理したので報告す るものです。 それでは、事務局に報告させます。
事務局長	それでは議案書の2ページをご覧下さい。

	<p>農地法第18条第6項の規定による通知書、いわゆる合意解約について1件提出がありました。</p> <p>(議案書に基づいて届出書の内容を説明)</p> <p>以上です。</p>
議長(会長)	<p>報告が終わりました。報告案件は以上です。</p> <p>次に、日程第3 議案第1号「農地法第5条第1項の規定による許可指令の取消申出に対する意見について」を議題とします。</p> <p>農地法第5条第1項の規定による許可指令の取消申出があったので意見を求めるものです。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局長	<p>議案書の3ページをご覧ください。</p> <p>申請者の賃貸人が、三田4番地1の●●●●相続人●●●●さん。賃借人が、山根20番地1の●●●●さんと●●●●さんです。</p> <p>土地の所在が大字三田字下モ田4番2、地目が田、面積457㎡です。</p> <p>こちら、平成13年6月に5条転用の許可を取っておりましたが、転用事業者である賃借人が他に宅地を取得したため転用せず、現在農地として耕作利用しているということで、5条の取消を求めているものです。</p> <p>以上です。</p>
議長(会長)	<p>これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議長(会長)	<p>よろしいですか。</p> <p>それでは採決いたします。議案第1号番号1について、原案のとおり決定することについて、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長(会長)	<p>全員賛成ですので、議案第1号番号1は原案のとおり決定することにいたしました。</p> <p>次に、日程第3 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>農地法第3条の規定により、下記の農地の申請があったので審議を求めるものです。</p> <p>それでは番号1について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局長	<p>それでは、議案書の4ページをご覧ください。番号1番です。</p> <p>農地の所在が大字埴師字天木1468番、地目は田、面積2,012㎡です。</p>

	<p>権利種別は3条の有償移転、売買です。 譲渡人は大字智頭610番地1の●●●●さん。譲受人は大字埴師473番地の●●●●さんです。 申請事由としましては、●●さんの経営規模縮小、●●さんの経営規模拡大となっております。 農地法第3条の第2項第1号の全部効率要件、第3条第2項第4号の農作業従事要件等は全てクリアしておられますので、その部分につきましては事務局で確認いたしました。 場所ですが、別冊の申請位置図の1ページをご覧ください。天木集落入り口の橋を渡った山手側にある農地になります。 2ページにその公図、3ページが現況写真となっております。 以上です。</p>
議長(会長)	<p>ただいまの説明に関連して、3番 宮内敬介委員に現地の事前調査をしておりますので、調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。</p>
3 番	<p>それでは、議案第2号について、調査の結果を報告したいと思います。 4月7日に譲受人である申請者、●●●●さんの方に確認したところです。譲渡人の方は、智頭町内というか町中に住んでおられるということですがけれども、写真で見てもらったように、申請地は何も耕作がなされてなくて、カヤ等が繁茂している遊休農地等いうか、そういうような状況です、現況も。 引き渡し後は、譲受人である●●さんが、先ずカヤを刈り払って、その後に天土を入れて農地を管理し、先ずは農地に戻すと言いますか、したいと。その後は菜種を播種して景観形成作物的なところで、この農地を維持していきたいという計画でございました。この写真に柵があるのですが、この横が田んぼ、農地なんです、この農地の所有者が申請者の●●●●さんということだそうでございます。 農地法第3条の審査基準に基づいていろいろ確認させていただきましたけども、なかなか大変だと思うんですけども、●●さん本人も遊休農地の解消に、農地を維持したんだということでございまして、申請どおり問題なのではないかな、ということを確認したことをご報告させていただきます。 補足としてですが、譲受人である●●さんの経営に関して、後継者について確認させていただきましたら、まだ時期は未定なんですけれども、息子さんが帰ってくる見込みだ、ということでありましたので、是非帰っていただくようにしていただいたらありがたいなと、いう話をしたところです。 以上です。</p>
議長(会長)	<p>これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p>
1 4 番	<p>去年はどういう判定をしておられるのですか。</p>
3 番	<p>僕は緑か、黄色かどっちかですけども。一応遊休農地に判断をしたつもりだっ</p>

<p>議長(会長)</p>	<p>たと思います。竹の部分も含まれているので、正直大変じゃないですかと話しました。</p> <p>ただ、柵の右側の自分の農地も田んぼだし、実際に耕作もされていますし、譲渡人の方も、なんとかしてもらえんかという話を持ってこられたという、込み入った話になりますけど、まあ頑張ろうかということでございます。</p> <p>以上です。</p> <p>他に何か。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
<p>議長(会長)</p>	<p>よろしいですか。発言がないようなので、それでは採決いたします。</p> <p>議案第2号番号1について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議長(会長)</p>	<p>全員賛成ですので、議案第2号番号1は原案のとおり決定いたしました。</p> <p>次に、日程第3 議案第3号「非農地等現況証明願の決定について」を議題とします。</p> <p>非農地等現況証明願を次のとおり受理したので決議を求めるものです。</p> <p>それでは、番号1と番号2は一括して事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局長</p>	<p>議案書の5ページをご覧ください。</p> <p>番号1です。農地の所在が大字郷原字上ミ皆地 154 番 1、地目は田、面積 49 m²です。所有者は兵庫県姫路市広畑区蒲田二丁目 116 番地の●●●●さんです。</p> <p>非農地の事由としましては「20年以上前から屋根付きの車庫があり、現在に至る」となっております。</p> <p>場所につきましては、申請位置図の4ページをご覧ください。</p> <p>右側に縦に走っているのが国道373号で、三叉路の信号を過ぎた大内橋手前の農地となります。</p> <p>5ページに公図、6ページが現況の写真です。</p> <p>次に、番号2です。農地が3筆あります。一筆目の所在が大字郷原字上ミ皆地 163 番 4、地目畑、面積 39 m²。二筆目が同じく上ミ皆地 164 番 3、地目畑、面積 39 m²。三筆目も上ミ皆地 164 番 4、地目畑、面積 3.3 m²の、合計 81.3 m²です。</p> <p>所有者は番号1と同じ姫路市の●●●●さんです。</p> <p>非農地の事由としましては、「20年以上前から耕作しておらず、近隣の駐車場として使用し、現在に至る」となっております。</p> <p>場所につきましては、申請位置図の4ページをご覧ください。先ほどの1番の申請地から津山智頭八東線に出る手前の3筆になります。</p> <p>5ページにその公図、7ページが現況の写真です。</p> <p>以上です。</p>

議長 (会長)	<p>ただいまの説明に関連して、2番 春摘要委員に現地の事前調査をお願いしておりますので、調査の結果ならびに補足説明をお願いします。</p>
2 番	<p>番号1、及び番号2についてです。調査結果を報告いたします。 事前に現地確認を行っておりまして、3月29日、本件の申請を委任されております●●●●●●●●、●●行政書士に電話で確認を行っております。 非農地証明の審査基準を元に確認しております。申請のとおり20年前から、よく目立つところですから、私もよく見ております。ずっと前からです。こういう状態に至っております、申請のとおり問題ない、ということで報告させていただきます。 以上です。</p>
議長 (会長)	<p>これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(質問、意見なし)</p>
議長(会長)	<p>よろしいですか。 それでは採決いたします。議案第3号番号1及び番号2について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p>
議長 (会長)	<p>全員賛成ですので、議案第3号番号1及び番号2は原案のとおり決定いたしました。 次に、番号3と番号4を、一括して事務局の説明を求めます。</p>
事務局長	<p>同じく議案書の5ページ、番号3についてです。 農地の所在が大字埴師字高下133番4、地目は畑、面積304㎡です。 所有者は大字埴師35番地11の●●●●さんです。 非農地の事由としましては、「20年以上前に贈与されたが山際のため耕作しておらず、現在に至る」となっております。 場所につきましては、申請位置図の8ページをご覧ください。ページの真ん中より少し下の、細長い黄色く塗られた赤枠のところになります。 9ページにその公図、10ページに現況の写真を付けております。 次に、議案書の6ページをご覧ください、番号4についてです。 農地が5筆あります。一筆目の所在が大字埴師字高下坂151番5、地目は田、面積73㎡。二筆目、同じく高下坂152番4、地目は田、面積7.49㎡。三筆目、同じく高下坂154番3、地目は田、面積41㎡。四筆目、同じく高下坂156番1、地目は畑、面積241㎡。五筆目、同じく高下坂157番、地目は畑、面積152㎡の、合計514.49㎡となります。 所有者は番号3と同じ●●●●さんです。</p>

	<p>非農地の事由としましては、「20年以上前に贈与されたが草刈り管理のみで耕作しておらず、現在に至る」となっております。</p> <p>場所につきましては、申請位置図の8ページをご覧ください。ページの左側に点状の五筆です。</p> <p>11ページに公図、12ページ、13ページが現況の写真です。</p> <p>以上です。</p>
議長（会長）	<p>ただいまの説明に関連して、3番 宮内敬介委員に現地の事前調査をお願いしておりますので、調査の結果ならびに補足説明をお願いします。</p>
3 番	<p>それでは、先ず番号3番から報告させていただきます。</p> <p>所有者本人にはお会いできてないんですけども、すみません、現況確認をしたところでございます。</p> <p>番号3番、写真等もございますけれども、実際の状況は水路の法面のような形でありまして、ですので、正直筆がどこからどこまでなのか判らない状況でございます。ですので、申請されている畑につきましては、ちょっと繰り返しになりますけど、山際の法面のような農地でありまして、なかなか耕作が難しいような状況でございます。長期間耕作放棄というか耕作されていないということで、竹や雑木が生えているという状況でございます。</p> <p>申請書の非農地の事由にありますけれども、農地の復旧が困難な状況でございます。申請のとおり問題ないというふうに思われます。</p> <p>以上です。</p>
議長（会長）	<p>これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手を願います。</p>
7 番	<p>10ページの写真ですが、現地はこの正面ですか。</p>
3 番	<p>そうです、正面です。ですので、圃場整備される時に残地、残っているといったらおかしいですけど。ただ、現況を見ますと、ここ水路が走っているんですけど、その法面のような形で筆が残っているという状況でして、なかなか耕作も難しい状況で、相続された方もその後耕作できるような状況ではないということで、現況になっているという状況です。</p>
議長（会長）	<p>他にありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（質問、意見なし）</p>
議長（会長）	<p>よろしいですか。</p> <p>それでは採決いたします。議案第3号番号3及び番号4について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。</p>

	(全員挙手)
議長 (会長)	<p>全員賛成ですので、議案第3号番号3及び番号4は原案のとおり決定いたしました。</p> <p>次に、番号5について事務局の説明を求めます。</p>
事務局長	<p>議案書の6ページをご覧ください、番号5です。</p> <p>農地の所在が大宇慶所字平田流35番1、地目は田、面積142㎡。</p> <p>所有者は鳥取市東町二丁目341番地1の●●●●さん相続人●●●●さんです。</p> <p>非農地の事由としましては、「50年以上農地として使用しておらず、現在は更地になっている」となっております。</p> <p>場所につきましては、申請位置図の14ページをご覧ください。</p> <p>15ページにその公図、16ページが現況の写真です。</p> <p>以上です。</p>
議長 (会長)	<p>ただいまの説明に関連して、9番 浮田益実委員に現地の事前調査をお願いしておりますので、調査の結果ならびに補足説明をお願いします。</p>
9 番	<p>番号5番について説明します。</p> <p>場所的には慶所部落で、国道縁の場所的には良いところなのですが、50年以上前から借地というような形で民家が建ったわけです。その民家を借りとった人が亡くなられて、一応家も壊して更地にして、その後が現況の写真です。</p> <p>これで、これを田んぼに戻すことは無理だと思うんで、これはこのままで非農地にできたらいいかな、とは思っています。</p> <p>申請された●●さんの方も、所有者本人は亡くなられていまして、●●●●さんの方が相続人になるような手続きが進んどるようです。</p> <p>以上です。</p>
議長 (会長)	<p>これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(質問、意見なし)</p>
議長 (会長)	<p>よろしいですか。</p> <p>それでは採決いたします。議案第3号番号5について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p>
議長 (会長)	<p>全員賛成ですので、議案第3号番号5は原案のとおり決定いたしました。</p> <p>次に、番号6について事務局に説明を求めます。</p>

<p>事務局長</p>	<p>議案書の7ページをご覧ください、番号6です。 農地の所在が大宇慶所字前河原 244 番 3、地目は田、面積 264 m²です。 所有者は鳥取市桂見 657 番地 5 0 の●●●●さんです。 非農地の事由としましては、「河川が直ぐ脇に流れているため、大水の際に水に埋もれることがあり、平成の初め頃から耕作しなくなった。そのため樹木が生え、農地復旧が困難となり、現在に至る」となっております。 場所につきましては、申請位置図の 1 7 ページをご覧ください。先ほど議決しました番号 5 番の裏、川沿いの農地になります。 1 8 ページにその公図。1 9 ページに現況の写真を付けております。 以上です。</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>ただいまの説明に関連して、9 番 浮田益実委員に現地の事前調査をお願いしておりますので、調査の結果ならびに補足説明をお願いします。</p>
<p>9 番</p>	<p>番号 6 番について現地調査をして、土師川の直ぐ隣にある田んぼでして、半分土砂が埋まったり、この図面で見てもらったら判るように、木等々が生えているような状況で、田んぼに戻すのは先ずかなりの費用がかかるし、出来るような状況ではありません。本人も地元におられんで、ちょっと本人との確認が出来ていないんですけど、地元の人に聞いてみると、元々住んでおられた家も売って、よそから来た人がいま移住で住んでおられるそうです。そのときに、田んぼ何もすべて全部名義が換わってその人に譲っておられるのではないかなという話もちょっと聞いたんですけど、ここが残っているということで●●さんの方から申請が出て、代理人の●●さんにも電話で確認したら、間違いがないですということです。 以上です。</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">（質問、意見なし）</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>よろしいですか。 それでは採決いたします。議案第 3 号番号 6 について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">（全員挙手）</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>全員賛成ですので、議案第 3 号番号 6 は原案のとおり決定いたしました。 次に、日程第 3 議案第 4 号「農用地利用集積計画書(案)の意見決定について」を議題とします。 智頭町長より農用地利用集積計画書(案)の提出があったので、意見決定を求めるものです。 それでは、事務局に説明を求めます。</p>

<p>事務局長</p>	<p>議案書の8ページをご覧ください。 3月19日付けで智頭町長から意見決定を求められたものであります。 利用権設定面積ですが、全て田で合計2,398㎡です。 利用権を設定する者が2名、受ける者も2名となっております。 期間につきましては、すべて5年から10年未満のものとなっております。 それでは9ページで詳細について説明いたします。 (議案書に基づいて、個別の農用地利用集積計画書の内容を説明) 以上です。</p>
<p>議長(会長)</p>	<p>説明が終わりました。 それでは質疑に入ります。ただいまの事務局からの説明について、発言のある方は挙手願います。 (質問、意見なし)</p>
<p>議長(会長)</p>	<p>よろしいですか。 それでは採決いたします。議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)</p>
<p>議長(会長)</p>	<p>全員多数ですので、議案第4号は原案のとおり決定することにいたしました。 次に、日程第3議案第5号「農用地利用集積等促進計画(案)の意見決定について」を議題とします。 智頭町長より農用地利用集積等促進計画(案)の意見決定についての提出があったので、意見を求めるものです。 それでは、事務局に説明を求めます。</p>
<p>事務局長</p>	<p>議案書の10ページをご覧ください。議案第5号についてです。 3月19日付けで智頭町長から農用地利用集積等促進計画(案)の意見決定を求められました。これは農地中間管理機構を通じた貸し借りのものとなります。 今回利用権設定される面積は、田んぼのみで5,136㎡です。 利用権を設定する者が2名、受ける者が2名。 期間は5年から10年未満のものが4,414㎡、10年以上のものが722㎡です。 それでは11ページで詳細について説明いたします。 (議案書に基づいて、農用地利用集積等促進計画の内容を説明) 以上です。</p>
<p>議長(会長)</p>	<p>説明が終わりました。 それでは質疑に入ります。ただいまの事務局からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p>

	(質問、意見なし)
議長(会長)	ないようですので、それでは採決いたします。 議案第5号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長(会長)	全員賛成ですので、議案第5号は原案のとおり決定することに致しました。 次に、日程第3議案第6号「令和6年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)の意見決定について」を議題とします。 令和6年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)を別冊のとおり作成したので決議を求めるものです。 それでは、事務局に説明を求めます。
事務局長	本日お手元に配布の「令和6年度最適化活動の目標の設定等」をご覧ください。 (別冊計画書(案)に基づいて内容を説明) 以上です。
議長(会長)	説明が終わりました。 それでは質疑に入ります。ただいまの事務局からの説明について、発言のある方は挙手願います。
7番	農業委員会の現在の体制で、女性が「2」とあります。「3」ではないですか。
議長(会長)	多分、去年の4月1日現在になっているのでは。 前任者が傍聴にいるので、発言を求めます。
智頭病院主任	「令和5年」ではなく「6年」なので数字が違っております、失礼しました。
	(その他、発言する者あり)
事務局長	それでは、実数のうち認定農業者を「0」、女性を「3」、40代以下を「2」に訂正願います。
	(その他、発言する者あり)
議長(会長)	大変失礼しました。以上の点を修正願います。 他に修正箇所がないようですので、採決いたします。 議案第6号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

<p>議長（会長）</p> <p>閉会</p>	<p style="text-align: center;">（全員挙手）</p> <p>全員賛成ということですので、議案第6号は原案のとおり決定することにいたしました。</p> <p>それでは以上をもちまして、本日の議題は全て終了しました。智頭町農業委員会第1回総会を閉会いたします。</p> <p style="text-align: center;">（ 閉 会 午後4時21分 ）</p>
-------------------------	--

農業委員会会議規則第13条第2項の規定により署名捺印する。

令和6年4月10日

智頭町農業委員会議長 前川 義 憲

智頭町農業委員会委員 林 悦 子

智頭町農業委員会委員 草刈 満 男